

三重県中間検査制度改正に係る質疑回答について（8月20日）

※この質疑解答は三重県の基本的な考え方を示したものであり、個々の事例については建設地を所管する各特定行政庁にお問合わせください。

番号	ご質問内容	三重県の考え方
1	火打ち材の取扱いについてお尋ねします。水平構面については、建築基準法では火打ち材を設けることになっていますが、性能評価等で示されている構造用合板などの面材を釘打ちした床であれば、面材床を火打ち材の1つであると解釈し、火打ち材（小屋組は除く）を省略しても支障ないと考えて良いでしょうか。	平成28年国土交通省告示第691号第二号にて、火打ち材にかわる仕様として、板材が規定されておりますので支障ありません。
2	中間検査の適用除外に建設住宅性能評価書の交付とありますが、住宅性能証明書の耐震性（耐震等級2以上または免震建築物）を取得した建築物は適用除外にならないのでしょうか。現場検査は3回しています。	建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、三重県が指定する中間検査の工程に相当する箇所について、登録住宅性能評価機関により検査が行われ、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する評価方法基準に適合することが検査報告書にて確認できるものについては、中間検査の適用除外となります。 なお、三重県としては当該検査報告書が交付された際は所管の建築主事に対して、当該検査報告書の写しの提出をお願いしています。
3	中間検査申請書提出書類の7 各種設計図書「共通」仕様書の中に構造詳細図とあります。この構造詳細図を具体的に言えば、例えば木造であれば「木造」の使用構造材料一覧表等のことでしょうか。どの部位の構造詳細図が具体的に教えてください。	「共通」は各種構造で共通の項目になります。ここでの構造詳細図は、建築基準法施行規則第1条の3の表1（は）に規定される構造詳細図と同等です。縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法といった基本情報を記載した図書です。 使用構造材料一覧表は「木造」に限らず、各種構造毎に定めており、「共通」の構造詳細図とは異なるものです。 なお、「共通」と「各種構造」それぞれに係る図書（構造詳細図等）をまとめて作成していただいで結構です。

4	<p>中間検査時 提出資料一覧で、確認の特例をうけたもので、検査の特例の適用があるものの場合、今回改正されました三重県建築基準法施行細則第8条の3各号に示されている「適合することの確認に必要な図書」は確認審査と同時に事前提出を推奨されると記載されています。建築計画が適法であることを事前に確認するという確認行為の趣旨からすれば、確認審査時点で記載内容の確認についても推奨されるという事でしょうか。</p>	<p>審査の特例で図書省略がされている場合、検査の特例を受ける要件（建築士である工事監理者により適正な工事監理が実施されること）を確認するための図書等が必要となることから、この度の改正にて「適合することの確認に必要な図書」の添付を定めております。審査の特例があるため、あくまでも中間検査申請書に添付する図書等という位置づけですが、中間検査直前に重大な不備が判明すると、工事の円滑な進捗に大きな影響が予想されることから、極力、早い段階で不備を指摘できることが望ましいと考えております。</p> <p>なお、確認申請と同時に「適合することの確認に必要な図書」を提出いただいた場合、事前に提出された「適合することの確認に必要な図書」のみに不備があったとしても確認済証は交付されます。</p>
5	<p>現場検査においては、「従来の完了検査と同様に原則として、外部から目視、寸法計測または現場書類（納品書、試験結果、工事写真等）の確認により適法性が検査できる範囲で行います。」と説明されており、工事写真提出参考様式に、基礎の配筋の工事終了時として、「基礎配筋後の全景」を添付することとされています。審査の特例の建築物において、平成12年建設省告示第1347号第1にて設計されている場合、添付された写真において、立上り部分主筋と補強筋頂部でフック又は認定されたスポット溶接（以下「フック等」）が確認できない場合、法適合・不適合の判断が留保され、工程の遅延が生じる事態を未然に防ぐため、三重県建築基準法施行細則第8条の3第6号の図書において、基礎立上り部分で主筋と補強筋頂部については、フック等の明示が必要と考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>決してフック等が無い仕様を推奨するわけではありませんが、平成12年建設省告示第1347号第1各号には「緊結」とあるため、フック等以外の仕様を完全に排除するものではないと考えます。</p>

6	<p>「平成 12 年建設省告示第 1347 号第 2」では、第 2 号の自重による沈下、その他の地盤の変形を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形沈下が生じないことを確かめることを前提として、第 1 号で令 82 条の第 1 号から第 3 号の許容応力度計算が求められております。令第 82 条の第 1 号から第 3 号の構造計算で、基礎部分について実務的には「鉄筋コンクリート構造計算規準」に拠って計算されています。</p> <p>その場合、法令で補強筋と称される部材はせん断補強筋(あばら筋)としての役割を担うこととなりますが、同規準では算定外規定としてフックが求められています。そのため、フックを無くす場合を考慮して認定を受けた工法(ユニット鉄筋)も施工されています。認定工法以外にあっては計算で採用される規準の部分的な採用は避けるべきと考えられますので補強筋のフックは必要と考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>梁のせん断力算定について、</p> <p>「鉄筋コンクリート構造計算規準」に拠る計算を行う場合、原則、計算外の規定であるフック等の仕様を満たす必要があります。その他の計算方法に依る場合は、その仕様に依ります。</p>
7	<p>日本住宅基礎鉄筋工業会では「緊結」に該当するフックのない立ち上がり部のためのスポット溶接について日本建築センターで認定を取得していますが、この工法で配筋している場合には認定書の提出を求めることになりませんか。</p>	<p>明かな疑義がある場合等を除き、三重県では評定書の提出を原則求めません。</p>
8	<p>都市計画区域外での新築木造住宅(軸組構造)、延べ床面積 100 平米、2 階建ての場合、建築工事届での提出になりますが、中間検査該当物件になりますか？</p> <p>よろしくをお願いします。</p>	<p>都市計画区域外での当該構造・規模の計画については、確認申請が不要ですので、中間検査も不要になります。</p>
9	<p>(1) 既存住宅に同一棟増築する場合の中間検査対象か否かの判断について例 1) 既存 2F100 平米に 1F15 平米を同一棟増築する場合</p> <p>イ) 一体構造の場合</p> <p>ロ) exp. j 等で構造分離の場合</p> <p>例 2) 既存 1F50 平米に 1F45 平米を同一棟増築する場合</p>	<p>同一棟増築は中間検査対象ではありません。</p>

	<p>イ) 一体構造の場合 ロ) exp. j 等で構造分離の場合 (2) 検査対象増築 (既存 2F100 平米に 2F20 平米を同一棟増築) で既存部分が検査対象となることはあるか イ) 一体構造の場合 ロ) exp. j 等で構造分離の場合</p>	
10	<p>1. 中間検査に当たり、住宅の規模が木造 2 階建て以上または 50 平米以上と規定されていますが、2 階建て以下かつ 100 平米以下の木造は監理者が必要ないと認識しています。その場合は、中間検査用図書や申請は、誰の責に於いて提出するのですか？基本中間及び完了検査は、監理者の責に於いて確認と考えています。2. 中間検査は基本木造を想定されていますが、鉄骨造の場合、平屋で 200 平米以下の場合、仕様規定のみ確認している場合、図面作成し計算はどこまで監理者の責になりますか？</p>	<p>1. ご質問の規模の工事監理は、法的には資格の有無を問われなため、契約上第三者が工事監理を行わない場合には、申請等に係る責は建築主が負うこととなります。(設計が適法なものである前提です。)しかし、工事監理には適法性の確認等、専門の知識が要求されることとなりますので、有資格者に依ることが望ましいです。</p> <p>2. 契約上のこともあり一概には言えませんが、少なくとも、計画変更の図面や計算書の明らかな疑義を見落としとなれば、責任を負う場合は出てくると思われます。</p>
11	<p>お世話になります。 ツーバイフォーの中間検査工程は屋根及び耐力壁とありますが室内の石膏ボードを耐力壁に入れている場合はその部分も完了した状態での検査になるのでしょうか。 その工程が完了した状態だと木造工事がほとんど終了した状態でそこまで外壁工事が入れないと雨対策など不具合が起こってしまいます。 他県では外壁面材と屋根工事終了後に検査を受けていますがその対応でよろしいでしょうか。</p>	<p>耐力壁は特定工程に該当しますので、その完成後に中間検査を実施します。中間検査時点での外装材の施工は原則、認められませんが、雨対策等の理由でやむを得ないと判断される場合には、隠蔽される部分においては、工事写真による検査に代えます。なお、屋根工事については特定工程となっていますので、屋根工事終了後の検査で問題ありません。</p>
12	<p>中間検査の手引き、16 ページ 3. 中間検査の内容 3-1 中間検査の基本的事項、7 行目</p>	<p>検査の目的である工事監理状況の確認を円滑に行うために、現場検査への工事監理者の立ち会いを求めています。従って、工事監理者へのヒアリングなしに工事監理状況が確認できる十分な資料を準備する等、工事監理者が立ち会う場合と同等以上の検査受け入れ態勢が整っていれば、工事監理</p>

	<p>「検査時には工事監理の状況把握のため、原則工事監理者の立会が必須になります。」</p> <p>とありますが、あくまで「原則」と解してよろしいか。</p>	<p>者の立ち合いを求めないこともあります。</p>
13	<p>中間検査の手引き 35 ページ Q & A Q12</p> <p>法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号を除く特例が適用される建築物について確認申請時に添付が省略されている図書は中間検査申請時に添付が必要ですか。</p> <p>とは、具体的にどの様な意味ですか。</p>	<p>型式認定等による検査特例について、法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号による検査特例の場合と同様に、確認申請時に審査特例により添付省略される図書を中間検査申請時に添付する必要がでてくるのか？（認定番号の記載や認定書の写しを提出すれば足りないか？）</p> <p>以上の様な意味になります。</p>
14	<p>中間検査マニュアル 10 ページ 1-6 確認申請時の留意事項 (2) 中間検査対象外である旨の記載建設住宅性能評価書を取得する予定で、確認申請書第三面、建築計画概要書第二面に中間検査対象外であることを明記した場合、何回目の検査報告書の写しを提出するのですか。また、建設住宅性能評価書の第二回の検査（躯体工事の完了）報告書の写しを提出すれば、建設住宅性能評価書の取得を途中で取り止めても良いか。</p>	<p>三重県が指定する中間検査の工程を含む工程についての検査報告書の写しをご提出いただくこととなります。また、当該検査報告があれば、建設住宅性能評価書の取得を途中で取り止めても、中間検査の対象外であることに影響はありません。</p>
15	<p>工事監理報告シートは必ず添付が必要ですか？</p>	<p>工事監理報告シートをご提出いただいた場合、中間検査申請書第四面への記載を省略することが可能になります。従いまして、中間検査申請書第四面へ記載いただいた場合には、工事監理報告シートの提出は不要です。</p> <p>なお、工事監理報告書の提出は必須になります。</p>

16	<p>手数料について</p> <p>中間検査の是非については現状の問題点を指摘された通り致し方ないと思います。</p> <p>また、南郡においては和歌山県の仕事では中間検査が当初から義務化されており、業務に関しては中間検査は慣れております。ただ、三重県において手数料はかなり高額になってしまいます。これは愛知県に準じたものでそうなののでしょうか？北勢地域、伊賀地域、中南勢地域、伊勢志摩地域においては民間検査機関も充実しており交通の利便性もよく4号確認であれば少し割安な民間検査機関にも流れていくと思います。ただ、東紀州地域においては民間検査機関もなく、利便性も悪いため県への申請がほとんどとなっております。</p> <p>特に、南郡、熊野地域においては設計事務所の活動が和歌山県新宮市等にも活動範囲があり、他県の手数料と比べる機会が多くあります。例えば、和歌山県の場合、100平米～200平米で 確認申請¥19,000- 中間検査¥18,000- 完了検査¥18,000- 合計¥55,000-となります。三重県の場合、確認申請¥41,000- 中間検査¥33,000- 完了検査¥34,000- 合計¥108,000-となり和歌山県のほぼ倍となります。検査における差はありません。和歌山県が優しいわけでもなく、三重県が特段厳しいわけでもありません。逆に同じでなければおかしいですね。</p> <p>そうすると、この金額の差はなぜでしょうか？</p> <p>和歌山県、奈良県、民間でもそうですが、構造計算ある無しで分けています。こういうこともまず考えなくてはいけないと思います。三重県の地域別にみた市町民経済計算の概況をみても東紀州地域の所得は中南勢、北勢地域に比べてかなり低く中間検査における手数料の増額は県民に対しての負担増になります。</p> <p>手数料の再考を是非お願いしたい。</p>	<p>三重県では、手数料をその算出方法※に基づき、県内一律に設定しています。また、手数料の設定条件の状況は大きく変わっていないため、当面手数料を改正する予定はありません。</p> <p>ご理解の程よろしくお願いいたします。</p> <p>(※原則、審査・検査に係る時間に人件費単価を乗ずる形で手数料を算出しています。)</p>
----	---	---

17	<p>中間検査制度を行うのは良いことだと思います。</p> <p>しかし、緩和ではなく制限の追加になるので、十分なる説明会の実施及び周知期間の確保が必要と考えます。</p> <p>今回コロナのため、説明会がほとんど行われていません。混乱も予想されます。</p> <p>施行を延期することなく、このまま予定通り行われるのですか？</p>	<p>説明会の開催につきましてはご迷惑をお掛けしており、申し訳ございません。</p> <p>三重県としましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、四日市、尾鷲、伊勢、伊賀及び志摩の5会場にて説明会を開催いたしました。他に各団体の主催による説明会も開催されております。</p> <p>また、三重県のホームページ上に改正制度に係る説明動画及びご意見を受け付けるフォームを整備しておりますので、是非ご視聴の上、ご意見をいただくと幸いです。</p> <p>予定通り7月1日より施行されておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>
18	<p>お世話になります。</p> <p>中間検査時に必要な書類について 設計図書は確認申請時に提出を推奨とありますが 中間検査時に提出でも問題ないでしょうか。壁量計算書のみ 確認申請時に提出、その他基礎伏図等の構造図は中間検査時でも 問題ないでしょうか。 ご確認よろしくお願い致します。</p>	<p>三重県では、中間検査の手続きをできる限り円滑に進めるため、比較的審査に時間がかかる壁量計算及びバランス計算の事前提出を推奨しています。</p> <p>従いまして、壁量計算及びバランス計算とその結果を反映した構造図を先行して提出し、残りの図面を中間検査申請時にご提出いただくようお願いいたします。</p>
19	<p>1. 弊社では上棟日に、軸組に加えて野地板とアスファルト防水まで完了させます。この際、2階の梁部分に断熱材パネルを敷きこみ、上棟日一日で小屋組みが隠蔽されてしまう場合があります。この場合は写真撮影を行っておけばよろしいでしょうか。</p> <p>2. 弊社では外壁に面した軸組に構造用合板で耐力壁を作ります。(天気にもよりますが)雨仕舞の関係で施工後なるべく早く透湿防水シートを施工したいのですが、このシートの施工は後続工程とみなされますか。</p>	<p>1. 施工上やむを得ない場合は、隠蔽箇所の施工状況の記録を写真等で残し、中間検査時に確認できるようご対応をお願いします。</p> <p>2. 透湿防水シートの施工は後続工程とみなしますが、施工上やむを得ない場合は、隠蔽箇所の施工状況の記録を写真等で残し、中間検査時に確認できるようご対応をお願いします。</p>

20	審査・検査の特例が働く物件の中間検査について、地盤改良結果や JIS 等の規格、木造建築物の伝統的工法による継手等も検査の対象となるのでしょうか？	この度の改正にて、審査・検査の特例を受ける物件について、新たに中間検査申請書に添付する書類を定めております。その目的は、検査の特例を受ける要件である【建築士による適切な工事監理】を確認することです。具体的に確認する内容としては「基礎配筋並びに軸組、小屋組の構造耐力上主要な部材の配置・寸法及びそれらの接合金物の配置・仕様」であり、お示しいただいた地盤改良結果等については、原則、確認の対象外としていますが、工事監理等に疑義がある場合は確認することになります。
----	---	---